様式第２号（第33条関係）

公共職業安定所コード番号						

（公共職業安定所で記入すること）

高年齢者雇用状況等報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第１項の規定により、令和　　年６月１日現在の状況を下記のとおり報告します。

厚生労働大臣　殿　　令和　　年　　月　　日

事業主	①（ふりがな） 名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）		②（ふりがな） 代表者氏名（法人の場合）	
	③住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）	〒（　―　） 電話番号　（　）		
	④法人番号			
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容（　）	⑥労働組合の有無	□イ　あり □ロ　なし
	⑦雇用保険適用事業所番号	―　―		

定年制の状況

⑧定年

□イ　定年なし
□ロ　定年あり（定年年齢＿＿＿歳）

⑨定年の改定予定等

□イ　改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳）
□ロ　廃止予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月に廃止）
□ハ　改定又は廃止を検討中
□ニ　改定・廃止予定なし

継続雇用制度の状況

⑩継続雇用制度

□イ　就業規則等で継続雇用制度を定めている
→ａ継続雇用先
（ⅰ）65歳以下（□(イ)自社　□(ロ)親会社・子会社等（以下「子会社等」という）　□(ハ)関連会社等）
（ⅱ）65歳超　（□(イ)自社　□(ロ)子会社等　□(ハ)関連会社等　□(ニ)その他の会社）
→ｂ対象
→□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで雇用
更に基準に該当する者を＿＿＿歳まで雇用
（ⅰ）基準（65歳以下）の根拠（□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ）
（ⅱ）基準（65歳超　）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ））
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。）に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は（イ）に記入
→□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿＿歳まで雇用
（ⅰ）基準（65歳以下）の根拠（□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ）
（ⅱ）基準（65歳超　）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ））
□ロ　制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）

⑪継続雇用制度の導入・改定予定

□イ　継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで雇用）
→内容（□（イ）経過措置の基準の廃止　□（ロ）新規導入　□（ハ）上限年齢の引上げ　□（ニ）その他）
□ロ　継続雇用制度の導入・改定を検討中
□ハ　継続雇用制度の導入・改定予定なし

⑫創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）

□イ　創業支援等措置を実施している
→ａ実施している措置（□(イ)業務委託　□(ロ)自社が実施する社会貢献事業　□(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業　□(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業）
→ｂ過半数労働組合等の同意（□(イ)同意を得ている　□(ロ)同意を得ていない）
→ｃ対象
→□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで就業支援
更に基準に該当する者について＿＿＿歳まで就業支援
・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ））
→□(ロ)基準に該当する者を対象（　歳まで就業支援
・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ））
□ロ　創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

□イ　創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで就業支援）
→内容（□(イ)対象者限定基準の廃止　□(ロ)新規導入　□(ハ)上限年齢の引上げ　□(ニ)その他）
□ロ　創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む）
□ハ　創業支援等措置の導入・改定を検討中　□ニ　創業支援等措置の導入・改定予定なし

様式第二号を次のように改める。